

特46 /

54

大道本義

一名國民の信條

267
31

014366-000-9

特46-54

大道本義 一名，國民の信條

乙黒 豊作 / 著

M44

ABB-0722



特48

54

大道本義

一名國民の信條



●日本獨立キリスト教傳道會

規

- 會
- (一) 名 稱 本會ヲ日本獨立キリスト教傳道會ト稱ス
 - (二) 目 的 本會ハ在來ノ直譯的キリスト教ニ依ラズ更ラニ我 皇帝陛下ノ詔セ給ヘル御 教志ニ基キ日本正統派神道ノ有神教理ヲ立脚地点トシテ編纂セル大道本義一名(國民ノ 信條)ノ教義ヲ主張シ擴張スルヲ以テ目的トス
 - (三) 事 業 本會ノ目的ヲ達スルタメニ書籍ノ編纂或ハ新聞雜誌ノ發行、路傍演說、天幕傳道、 個人ノ訪問、定期說教、日曜學校、印刷物ノ頒布或ハ他ノ要求ニ應ジテ出張講話ヲナス等ノ 事ヲナス
 - (四) 資 金 本會ノ事業ヲ實行スル爲メ傳道資金ヲ募集ス而シテ本會ノ働キト主義ト主張トヲ贊 成シテ募集ニ應スル者アル時ハ何人ノ寄附ヲモ喜ンデ受納ス
 - (五) 資金ノ保管 募集ニ由テ得タル傳道資金ハ會計ノ手ニ渡シ會計ハ平時ハ之ヲ銀行ニ預ケ置キ入 用ニ應ジテ出資スルモノトス 但シ出資スル毎ニ必ず會長ノ認諾ヲ受クルモノトス
 - (六) 會 員 本會ノタメ資金ヲ寄附シタル特志家ヲ以テ贊助會員ト稱ス又本會ノ主義主張及教義

明治 44. 6. 14
信條
内交

信條ヲ承認シテ入會ノ式ヲ經タル者ヲ正會員トナス

正會員ハ月々應分ノ出資ヲナシテ本會ノ發達ヲ助成スルノ義務アルモノトス

(尤モ出資ノ多少ハ其人々ノ意志ノ自由ニ任カス)

入會ノ式及誓約

天ノ御中主ノ神、高御ムスビ、神ムスビノ神ト申シ奉ル三位一躰ナル神及我が今上皇帝及キリストイエス、釋迦、孔子等ノ聖名ニ依リ之ヲ信シ全カク盡シテ其聖旨聖教ニ服從シ實行スル事ヲ誓約スト心ニ誓ヒ且ツ口ニ言ヒ表ハス而シテ淨水ノ灌頂ヲ受クルモノトス

(七) 役員

役員ハ會長一人理事五人書記兼會計トシテ一人ト定メ會員ノ公選ニ由ルモノトス

役員ノ任期會長三ケ年其他ハ毎年改選ノ事尤モ再選ハ妨ゲナシ而シテ役員ハ凡テ無報酬ノコト所謂報酬ハ(天ツ神ノ冥助ヲ以テ報酬トス)

理事ハ本會全務ノ事務ニ參與スルノ權利ヲ有ス

以上

日本獨立キリスト教傳道會

明治四十三年七月 日 主任 乙 黒 豊 作

●日本獨立キリスト教會傳道會設立趣意書

凡そ人間の此世に生存し一國一社會を成すに無くて叶かぬもの萬を以て數ふる程でございませうが就中要用なる者を擧ぐれば大畧三つあります(一)政治(二)教育(三)宗教でございませうこの三者は丁度鼎の三足の如くであつて其内何れか一つを缺く譯にまいりません何とならば政治は以て社會國家の外面上におらはれたる出來事を治め其安寧を保ちまする又教育は人の智識を啓れ徳性を涵養いたして一國臣民たるの資格を作ります既に政治あり教育ある以上は宗教の如きは殆んど其必要な乎の如くでございませう併し事實は其反對で宗教の如きは實に必要缺く可らざるものでございませう何んならば宗教は政治教育の未だ及ばざる處にまで其感化力を及ぼすの効果がござい升乃ち政治は何に程完全に進歩發展いたしましたも蓋は人心の奥底にまで深く立入つて之を支配するの能力が無い事は明瞭なるものでございませう教育も左の通りにて教育は如何程進歩發展致しましても人心をして深く強く其自己の缺点を悟らせ是までの非行を全然改善悔悟せしむると云ふの点に至つて大ひに力の足らぬ處がございませう何とならば教育の職とする處は専ら理性を開發明晰ならしむるに在るも道德上實行の力に於て甚だ缺乏を感じる次第でございませう蓋し人間は道理一偏にて押通せるものでない古昔ギリシヤ國の大哲學者ソクラテス氏は其失敗者でございませう然るに宗教は人の感性に向つて強く深く突進し爲に自己の無力なること罪障深き事等を覺悟させ畢竟他動的でなく自動的に其人の心底深き處より其非行過

失を懺悔し其性行を改善し得るの力則ち勳起を興ふる勢力生命なのでございます而して知らざ識らずの間遂に其徳を實踐究行せしむる効驗甚だ著大なるものでございます而かも世間其の實例あげて敷ふるに暇なしと云ふ有様でございます是ます則ち政治教育の遠く及ばざる處でございます故に宗教不震の社會國家は遂に完全なる進歩發展の望みがございます(萬國の歴史は其實証者なり)由之觀之宗教も亦眞實人生缺くべからざる者でございます然らばキリスト教布教傳道の必要なる亦音を待たざる次第でございます然るに在來のキリスト教は其布教傳道の費用専ら外國人の方に仰ぎ受けたのでございます是れ吾人日本國民として大ひに遺憾とする處でございます蓋は自己の子弟を教育するもの他人の資力に依るは何人も以て心に快よしとせざるが如く日本臣民たる吾人同胞のためにする布教傳道に要する費目を外人の資力に専ら依頼するは實に吾人の心に心苦しとする處でございますか故に余等自ら揣らす遺憾茲に日本獨立キリスト教傳道會なるものを設立するに至りしは必要上止むを得ざる事でございます世間大方の諸賢乞ふ日本將來國是の爲め奮て吾人の衷情を翼賛せられ應分の寄附あらん事を希望す

明治四十三年七月 日

日本獨立キリスト教傳道會

創立者 乙 黒 豊 作

● 御三條ノ教憲

- 第一條 敬神愛國ノ旨ヲ體スベキ事
- 第二條 天理人道ヲ明カニスベキ事
- 第三條 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事

● 御誓文五ヶ條

- 第一條 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ
- 第二條 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ
- 第三條 官武一途庶民ニ至ルマデ各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメン事ヲ要ス
- 第四條 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
- 第五條 智識ヲ世界ニ求メ皇基ヲ振起スベシ

● 教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ボシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

● 戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤

ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自強息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠勇ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

大道本義序

八

古人曰へることあり。人心惟れ危く道心惟れ微なりと。是則ち現代我國民思想海に於ける一大潮流を察知したるもの、警戒語なるに似たり。實に我が國今日の憂へは國民大多數の腦裏に於ける宗教的思想の甚だ缺乏衰弱を來たせるの一事是なり。語に曰はく「自古皆有死民無信不立」蓋し社會人心の信實あるは敬虔、信仰、敬神等の實踐窮行に倚りて以て涵養せられ榮輝せらるべきもの也。人生は無くは佛造りて魂なきが如し。故に現代我國民道德振興上最大急務なるもの専らこの敬虔、信仰、敬神等の念慮を鼓吹し涵養し其缺乏衰弱せる宗教的思想をして警醒覺悟せしむるにあり。編者自ら揣らすして此舉に出するもの亦こゝにあるのみ。世間大方の諸士乞ふ之を諒せよ。」

明治四十四年五月十四日

編者 識

● 目 録

(一)	天地の創造及神の性質	十一
(二)	人類の創造	十二
(三)	我皇室の大祖	十三
(四)	人類生成の目的	十三
(五)	人類の救主及其經典	十三
(六)	信仰の自由	二十四
(七)	人類の血統	二十四
(八)	人類の靈魂と其救養	二十四
(九)	靈魂不滅及高天ヶ原	七四
(十)	人類の不完全及神の照鑒	十五
(十一)	神の仁愛及賞罰	十五
(十二)	神の律法及國政上の律法及賞罰應法	十五
(十三)	人類の罪及悔改	十六

(十四)	神に事ふる道及人道	十六
(十五)	神の加護及醫藥	十七
(十六)	人類修行の道	十八
(十七)	君臣の道	十八
(十八)	父子の道	二十
(十九)	夫婦の道	二十一
(二十)	兄弟の道	二十二
(廿一)	朋友の道	二十三
(廿二)	君臣の大義名分及國體	三十二

以上

● 大道 本義

(一名國民の信條)

◎天地の創造及神の性質 天地萬物の元始よりいや先きに獨り成り在せる神あり之を天之御中主神次に高御産巢日神次に神産巢日神と申し奉る此の三柱の神者位三つにして一躰なり宇宙の正だ中に在りて萬有を創造し之を主宰統御し給ふ活ける無形の靈なる大御神に御座在す也。

故にこの三身にして一位又一位にして三身なる獨一無形無上の大御神を宇宙萬有造化生成の神と尊信し奉る。

此の神者實に生成の徳を具有し給へるに依りて神氣の活動する所先づ天地を造り次に萬物を生産し給ひて彼の日月運行し寒暑順環して止まらず萬物生化して窮極なき等亦皆造化の神徳にあらざるはなし。

●報徳學幽顯論の説に曰はく

今眼前目に見る日月星辰も世界の萬物も悉く皆隱身に在します肉眼に見る事の出來ざる處の神徳に由りて出來たる也。

●御中主 産靈の神は始なく終りも有らぬ神に在します。

●何處より來りし者と思ひ見れば我が子も天つ神の給もの。

●柴田花守著（本教大基）に曰はく

天之御中主は天の眞中の大人（うしは領する事を云ふ）と云ふ事にて天地主宰の神と云ふ意なり高みむすびの神、神むすびの神の高と云ひ神と云へるは共に尊稱なりむすびは借字にて萬品を生産せしめ給ふ妙徳を指してむすびと云へり日本書記に産靈とかふれたるぞ此の神の御名の正字にありける。

●櫻舎岡真人熊臣先生遺稿に曰はく

甚遠き神世の昔し未だ天地月星と云物も無かりし以前に天津神天御中主神次に高皇産靈神次に神皇産靈神と申す三柱の別天津神成り居座して其皇産靈神の奇き御所爲に依りてし此の天地月星の世界次次出来初めける。

●井上正鐵翁の遺書（神道唯一問答）に曰はく

一を得れば二つ無し有るかとするれば形なし無きかとするれば靈あり是を大元の神と申し奉る。

●人類の創造

三位にして一跡に在ます天之御中主神はすでに造化生成の事具備し給へる時に伊邪那岐命（則ち男）伊邪那美命（則ち女）の二尊を降し給ひて之を世界人類の太祖と定め給へり故に依りて現今に於ては此の地球上國土人種數多なりと雖も其れが遠祖たるものは則ち伊邪那岐（男）伊邪那美（女）の二尊に歸すべし其歲月甚だ久遠にして考ふ可らずと雖も幾千萬年の長時間を経て今

日に至れるもの悉く皆造化生成の奇しき神徳に依りて然る事分明也。

●我皇室の太祖

天照大御神と申す御方は我日本國土の主宰者として天之御中主神の特別なる御恵に依りて御生みなされし御方なり是我國皇室の太祖にて御坐在すなり故に我國は萬の外國等と異なる尊き神國とは申す所以なり故に天照大御神と尊稱し奉りて其恩徳の廣大なる事日光の地球上を照らまが如しと讚美し奉れる所以なり。

●人類生成の目的

抑も天之御中主神が此の天地萬物を作り終りに人間を作り給へるは畢竟世界を組織して人道を立玉ふため也故に人たる者は必ず神徳を繼承し萬業を擴充して世界を完全するまでに進歩發展せしむ可く奮勵すべき大責任あるものなり。かるが故に神は萬國萬民の中に於て特に又聖人と稱する者を選定し玉ひこれ等の人物をして人類の徳教を司宰するを任とし其精神界を支配し最も善美に最も優良に誘導する事を任じ玉へり之を稱して宗教と云ふなり。

●人類の救主及其經典

則ちイエスキリストの如き釋迦尊の如き又孔子聖人の如き皆是れ天之御中主神の特選し給ひたる大聖人にして我れら人類歸依信賴し頂禮仰すべき精神界の恩主救世者也故に由て孔子聖人の教説たる論語の如きまた釋迦尊の教説たる佛典の如きイエスキリストの經典たるバイブル（舊新約聖書）の如き皆悉く三位一跡なる神（天之御中主神、高御ムスビ、神ムスビの

神)の示し給ふ處の默示なりたどれば肉體を養ふためにとて我神天之御中主神は米、麥、大豆、粟其他肉類野菜水砂糖鹽等種々様々なる營養品を具備して我れの生を保護し玉ふ如く其精神界に亦種々様々なる營養品たる宗教又道德教等を默示し給へり。

◎信仰の自由 吾人々類としては各自其欲する處好む處にまかせて自由にこれに隨喜偈仰するを得るの權利を有す釋迦尊に隨喜するもキリストイエスに信賴するも孔子聖人に偈仰憧憬するも各人各個の意志の向ふが儘なり何等の妨げもあることなし。

◎人類の血統 我が天之御中主神は伊邪那岐と伊邪那美の二尊に始て夫婦の道を爲して人類を生産し萬業の基を授け給へるより人類繁殖する事となれり故に吾人の血肉は皆此の二尊より受つきた者なり。

◎人類の靈魂と教養 而して人類の生るゝや神必ずこれに靈魂を賦與し給ふが故に我人無量乃智識徳相を具へて活動の妙機を發することを得る也。靈魂すでに神の賦與し給ふ所なれば善惡明暗の別ある事なし然れども現に賢愚正邪の別あるは父母の氣質を受る精粗と養育の善惡に因るものなり。

◎靈魂不滅及高天ヶ原 人類の肉體は地氣に依りて生成したるものなる故に死すれば再び土地に歸すれ共靈魂は不滅にして永遠に消滅する事なし而して人の靈魂肉體と離るゝや直ちに高天ヶ原に

歸るもの非らず其人人生前天之御中主神の聖旨に協ひ其天性を盡したる者は正しく高天ヶ原に歸り御中主神の御懷に入れらるべし然らざる輩は遂に黄泉の國に逐ひ落されて無限の苦海に納れらるゝなり譬へは米麥の種子は米麥となる性質を具たりと雖も能く發生暢茂するにあらざれば結實して米麥の機能を全くせざるが如し。

◎人類の不完全及神の照鑑 人類はまた眼光限りありて遠きを觀ること能はず體力に限りありて遂に其死を免れず焉によく神界を見るを得むや神は廣大無限の徳を具し玉ふが故に人類の言行を照鑑し給はずと云ふことなし故に神の照鑑ある事を知りて人の見聞すると否などに關せず其言行を正しくし能く其獨りを慎みて至誠の心を保つべきなり。

◎神の仁愛及賞罰 神は仁愛深くまし在して善を好み給ふが故に又惡を怒りて不正なるを咎め給ふもの也。神の怒り神の咎を避くるに道あり已れか欲を恣にして人に害ある之を罪惡といふ自ら徳を修めて世道に益するもの之を善行といふ故に同胞相助くるの意を體し君臣父子夫婦兄弟朋友の序を誤らずして上に事へ下を養ふことを務むれば一視同仁にまします御中主の神の神愛を受るや更に疑ひあることなし。

◎神の律法及國政上の律法及賞罰應報 御中主神は正義の神に在ますが故に必ず善を賞し惡を罰

し玉ふ是れ則ち天地の公道にして無形なる精神界の律法なり。而かも律法に亦顯事上に止るものあり之を國家爲政上の律法となすこの律法は人に知られずして爲したる事或は心中に思ふ所に對して賞罰する事能はず然るに神は幽顯二つながら明かに見透し玉ひ處として在まざるはたなき方にまします故へに陰徳を積む者に對しては必ず之に福徳を降し陰惡をなせる者には必ず之に禍害を加へ給ふべし故に國家の律法に於て問はざる所の者にして禍福の著明なるものあり是皆神明の賞罰し給ふに依る也然るにても善人必ず福を蒙らす惡人も禍を免るゝが如きことあるは何ぞや。

神の賞罰は其身體に止らずして靈魂に關するものなれば時に緩急ありと雖も生前より死後に至るまで決して免るゝ事能はず縱令現世にて其報なしと雖も靈魂肉體を出ざれば後必ず賞罰を免れず加之子々孫々に及びて其應報顯著なるものあるなり。

●人類の罪及改悔 人誰か完全なる者あらん一度罪惡を犯すことありども後必ず悔改せば神は之を許容し給ふべし神は素より人類を愛護し玉ふ御方なれば人の其罪惡を止め遷善するを欲し給ふことと深し故に由りて眞實に前非を後悔して正善に歸る時は速に之を許容し給ふべきなり。(太九ノ九)

十三(路五ノ廿七) 卅二(可二ノ十三) 十七

●神に事ふるの道及人道 我等人類は神の創造し玉へるものなれば神を信仰する心得は如何日は

人道は神意によりて定め給ふ所なれば神に事ふるの道は人事を盡すの外他に道なし書に曰はく(愛する者よ我儕互に相愛すべし愛は神より出れば也おほよそ愛ある者は神に由て生れ且神を識るなり)ヨハネ書一ノ四ノ七 又曰はく(も)我は神を愛すと云て其兄弟たる人類を憎むものは是誑者なり既に見る所の兄弟を愛せずして未だ見ざる神を何で愛せん乎神を愛する者は亦りの兄弟をも愛すべし)ヨハネ書一ノ四ノ二十と故に一國の主君としては其國家を保安するを以て職責とすべし然れば明治元年の御宸翰に天下億兆一人も其所を得ざる時は皆朕の罪なりと書かせ給ひて夙夜治民のためには御慮を憐まし給ふは天皇の神に事へ給ふ道なり臣民は國家を保護するを職とすれば業を起し産を興して國を富まし智勇を研きて文武の務を勵み偏に天皇を輔佐し國基を鞏固にするは即ち臣民の神に事ふる所以といふべし。

●神の加護及醫藥 人若し人事を盡して後猶ほ疾病災禍に罹ることあり此の時神に祈りて其加護を請ふが如きは如何曰はく人間萬事自ら善くする時は他に救ひを乞ふの必要なきが如しと雖も人は神と異り全能にあらざれば人力の及ばざる所は神の全能に依頼して必ず其加護を仰ぐべき事にて醫藥の重すべきこと衛生の忽にすべからざるを辨へず人事の盡すべきを盡さずして唯だ單に神に祈りて疾病災禍を免れむことを欲するは培養灌漑の法を盡さずして百穀の盛なるを望むが如きものに醫藥禁厭を定め給へる神の聖慮に背反しつゝ神助に依頼するものにて道を誤るものと云ふべし。

◎人類修行の道 我れ人行を修むるの道はいかにすべき乎人は神の聖慮を承け繼がんとす此の世に生を受けたる者なれば必ず先其意を誠にし其身を修るを以て第一とす書に曰はく（この故に天に在す爾曹の神の完全なる如く爾曹も完全にするべし）太五ノ四八と（心の清きものは福なり其人は神を見ることを得べければ也）太五ノ八と則ち近く一日の道を正しくするは遠く神明君父につかふるの道と云ふべし抑幼少にして學を勤め業を勵むは生涯の幸福を求るの初歩爾世にして行を修め道を盡すは幽冥の神助を仰ぐの階梯若し此初歩を踐ます此階梯に由らずして而して人間に立んと欲せば其身を誤り禍を蒙らざる者殆んど稀なり豈畏れざるべけんや豈愼まざるべけんや且畢生の善悪は幼少の習慣に依りて生ずる者多ければ尤も愼み戒むべし。

◎君臣の道 君臣の道は如何曰はく君臣の道は惟れ神の大道なれば其名分を知るを以て國民の大義務とすへし抑我皇上天之御中主神の特選を得て國の大祖とならせ給へる天照大御神の御子孫にましまして天地と共に易らざる皇位に立給ふ事は天神地祇の幽契ある所にして天照大御神其孫天津彦火瓊杵尊を此國の君と定め給へり後瓊々杵尊より四代目にあたりて神武天皇大和國に帝都を定め給ふ之を人皇の始と仰ぎ奉るこれより君は何時も君臣はいつも臣にて此の如く君臣の分正しく上下の約束變ることなく國基を鞏固になし給へり此御代より今に至りて二千五百有余年實祚無窮の神勅著しく皇基守護の幽契空しからず故に此神勅を守りて國民を治め給ふは天皇の大孝此神勅を

奉して皇基の永固を圖るは國民の大忠と云べし國民として天皇に忠なるは即ち親に孝なるものにして忠孝兩全の務たる事を辨ふべし故に無事の時には各其業を勉め奮發勵精して國家の公益となるべきことをなし治國安民の聖徳を翼賛して事ある日に臨みては水火も避けず一身も惜ます皇基を守護して純忠大節を盡さざる可らざる也。

書に曰はく上に在て權を掌る者に凡て人々服ふべし蓋は神より出ざる權なく凡そ有るところの權は神の立たまふ所なれば是故に權に悖ふ者は神の定に逆くなり逆者は自ら其罪の定を受べし故に之に服へ唯怒に縁てのみ服はず良心に縁て服ふべしなんぢら受べき所の人には之に子よ貢を受くべき者には之に貢し税を受べき者には之に税し畏るべき者には畏れ敬ふべき者は之を敬へ爾曹互に愛を負ふの外凡の事を人に負こと勿れ蓋人を愛する者は律法を完全すれば也（ロー十三ノ一ヨリ 爾曹ら自由なる者の如くせよ然ど其自由を以て惡を掩ふことなく神の僕の如くすべし衆の人を敬ひ兄弟を愛し神を畏れ王を尊ふべし）ペテロ前二ノ十六ヨリ 書に曰はく僕なる者よ畏懼を以て主人に服ふべし只善良者柔和なる者にのみならず苛刻者にも服ふべし人もし受くべからざる苦難をうけ神を敬ひて之を忍ばば嘉むべき事なり爾曹もし過をなし撻れて之を忍ども何の嘉べき事ならんやされど若し善をなし苦められて此を忍ばば神に嘉稱を得べし（ペテロ前二ノ十八ヨリ）と實に我國君臣の分限は神權に由て定めり。

◎父子の道 父子の道は如何曰はく父母は子を生まて此世に成長せしめ子は父母の血肉を受けて
 一個の人となるものなり故に其子を教へて國家の爲になるべく養育するは親たる者の要務にして若
 し唯だ其愛する所身體を乳養するに止りて教育を怠る時は其子をして一生を誤らしむるものと云ふ
 べし教育の人間に欠くべからざるは植物の花を開き實を結ぶは灌溉培養の人力を待ちて然るが如し
 故に親として其言行を慎むは獨だ其身の徳のみに非らず其子の良性を啓發するの益甚大にして殊
 に幼少の時は専ら母親の膝下にあれば母の注意は父親よりも一層大切なり然れば子たる者父母は我
 を生み我を育てたるのみならず我を思ふ心深くして我が身の他人に誹られ惡まるるをば口ねしく歎
 き我身世人に譽められ信せらるるをば嬉しく悦ぶものなりと深く感荷する時は自然其身を慎み其業
 を勤めて身を立て家を起すに至るべし且夫れ子たる者に忠貞を教ふるは父母たるもの要務にして
 世間我子の不忠不貞を悦ぶ親は非ざれば忠を盡し貞操を守るは孝道の要旨なりと知るべし然れば
 天照大御神は御孫瓊々杵尊を此國に降し給へる時に寶鏡を授けたまひて此鏡を視ること吾を視るが
 如くし同牀共殿にして齊鏡とせよと詔り賜へり是父子親愛の厚くすべきことを明らかに示し給へる
 にて即ち孝は百行の基本たる大義を重せしめ給ふ然れば吾人も亦此勅旨を奉戴して祖先の吾を愛す
 る事吾が子孫を愛するが如くなることを辨へ自己の祖先を尊親すべし書に曰はく「子なる者よ爾曹
 主に在て爾親に従ふべし是合な宜れば也爾の父母を敬ふべし約束を加へた誠は之を首とすこれ爾が

福を得また地上に壽長からんためなり父たる者よ爾曹の子を怒ること勿れ主の警戒と教訓を以て
 養育べし」(エペソ六ノ一ヨリ)

◎夫婦の道 夫婦の道は如何曰はく夫婦は人倫の最首にして萬業の大本なり故に子孫は之により
 て蕃殖し家業は之によりて繁榮に越くものにて是則ち天は覆ひ地は載せて萬物其間に生ずるの神慮
 に起りたるもの也故に夫婦は天地に配し夫を天とし婦を地とし天先づ成つて地後に定る神の攝理に
 遵ひて婦は夫に先んせす夫も亦婦を輕んせす互に相親み扶けて神の聖慮を翼賛すべきは夫婦の要道
 なり若し夫其婦を愛せず婦もまた驕奸にして夫に乖く事あらば家門を齊へ子孫を繁息する事能はざ
 る也故に閨門の修らざるは一家の衰頹にて人倫の大害なれば實に慎み重んずべきは夫婦の間なり。
 書に曰はく「なんぢら婚姻の事を凡て費め又牀をも汚すこと勿れ神は苟合また奸淫する者の罪を定
 むべし」(ヘブル十三ノ四ヨリ)又(元始に人を造り給ひし者は之を男女に造れり是故に人父母を離れて
 其妻に合二人のもの一體となる也然ばはや二ツには非ず一體なり神の合せ玉へる者は人これを離す
 べからず姦淫の故ならで其妻を出し他の婦を娶るものは姦淫を行ふなり又出だされたる婦を娶るも
 のも姦淫を行ふなり)と(太十九ノ四ヨリ)
 又(婦なる者よ主に服ふが如く己の夫に服ふべし蓋は夫は婦の首なれば也夫なる者よ爾曹も婦を愛
 すべし夫の婦を己の身となして愛すべし婦を愛する者は己を愛する也) (エペソ五ノ二十二ヨリ)

書に曰はく妻なるよ者よ爾曹の夫に服ふべし若し教に循はざる夫あらば教に由ず妻の行に由て服はんそは爾曹の敬懼を以て潔き行をなすを見るに因て也爾曹の裝飾は髮を辮金を掛また衣を着るが如き外面の裝飾に非ずたゞ心の内のかくれたる人すなはち壞ることなき柔和恬静なる靈を以て妝飾とすべし此靈の妝飾は神の前にて價貴もの也(ヨハネ前三ノ一ヨリ)

抑々男女は子孫蕃殖のため神慮に依て定め玉ふと雖も淫行に及ばむ事を戒め慎み女は専ら其夫に事へ決して他心を持つべからず又夫婦の契は私になすべからず必ず父母の許をうくべし昔大山祇神の御女木花之開耶姫命は瓊々杵の尊の吾汝を妻とせむと詔ひけるに答へ奉りて吾得白さじ吾父に問給へと申し給へるは是女子たる者の龜鑑となすべき也然るに父母も亦己の心に適へりとして其子の欲せざるを強て娶らしむるは夫婦相扶けて家を保つ道には其害少からねば能く心すべき事也。

◎兄弟の道 兄弟の道 兄弟は父母の血肉を分ちて生れたる身なり兄といひ弟と云ひ先後の別はあれども所謂同胞連枝なれば父母の恩愛もまた甲乙あるの理なし能く親み睦みて兄は弟の及ばざる所を助けて世に過ち無らしめ弟は兄の備らざる所を補ひて人の侮を禦き諺にいふ兄弟武者には鬼も敵せぬと云ふ如く同心合體して職業を勵み國家の干城とならむ事を平常の心得とすべし然るを聊の心よからぬ事ありとて相争ひ甚しきは交をさへ斷ちて縁なき他人よりも一層疎外にする者あるは其父母の心には如何に口惜く哀きことならむ曲直は何方にあり共どもに兄弟の身を忘れたる不孝は

免かれざれば能く其本分を顧みて慎み戒むべし。

書に曰はく(凡る兄弟を憎む者は即ち人を殺す者也人を殺す者は窮なき生命の衷に存ことなし此は爾曹の知どころ也主は我儕のために生を捐たまへり是に由て愛と云ふことを知りたり我儕も亦兄弟のために生を捐つべし世の資財をもち兄弟の窮乏を見て反て恩施の心を閉る者は何で神を愛するの愛その衷に存んや)と(ヨハネ書一ノ三ノ十五ヨリ)

◎朋友の道 人は彼我内外の別なく皆御中主の神の愛し給ふ所なれば一視同仁の神慮に悖らす交際の信義を欠くべからず故に萬國互に信を通じ交を結ぶは天ツ神御中主の神の正道にして誠を以て待つときは世界の人は悉く我朋友ならざるはなし殊に大事は一人の力にて成し得べきものに非らざれば狭くは一國協力し廣くは各國聯合して相助け相救ひて事を成すべき也往昔大已貴命、少彦名命の兄弟と成りて國土を造堅め給ひし事あるは是朋友の龜鑑とすべき所にして實の兄弟はいふを待たす他人にても心だに同じければ兄弟に替る事なく相親み睦みて善き事は勸めて扶けなし惡き事は諫めて止め共に善をなし功を立て他の盛衰に依りて相親む心を易へす節義を全くすべきは勿論にて縱令へ人は我に信なく共我は人に誠を失ふべからず我に誠ありて終始變せず朋友の交義を貫く時は人も亦自ら耻ぢて我に信あるべし故に幼少の折より殊に行ひ正き善き朋友を選びて交るべきもの也。

◎君臣の大義名分及國體 君臣の大義名分及國體君は臣民に仁を垂れ臣民は君に忠を致し親は子

二四
を憐み子は親に孝を盡し夫は婦を愛し婦は夫に貞を守り兄は弟を助け弟は兄を敬ひ朋友は互に信義を以て交る是人道の要務にて海の内外を問はず世の古今を論せず教法各派の如何に關せず皆同じか
らざることなし唯だ君臣の大義名分に於ては我國の如く正しくして且重んずべきはなし是萬國に異
なる所以なり。

其君臣の大義名分とは如何曰はく何れの國たりとも君主又は統領ありて國民は皆その命令に服従す
と雖も統領は撰立にして年限を定めて國民の上に位し年限畢れば又もとの身分と成る又其君主は世
襲にして其國の子孫に傳ふれ共君臣の名分正しからざる故に或は威力ある者の僭奪を免るゝ事能は
ず我日本は前章に述べたるが如く天の御中主の大御神の特に天照大御神の御子孫を以て君主と定の
給ひしより君は何時も君に臣は何時も臣にて萬世一日の如く續かせ給ふは我國體の尊嚴なる所以に
して萬國に比類なき事也故に君臣の大義名分を講明して益々皇統の永久盛昌ならん事を圖り國體の
尊嚴を維持して彌々國威の光輝發揚せむ事を勉むべし是我國人民たる者の盡さざるべからざる一大
要務也。

明治四拾四年五月廿八日印刷
明治四拾四年六月四日發行

定價金五錢

中巨摩郡稻積村第百三十三番戸

著者兼 發行者 乙 黒 豊 作

甲府市常盤町十番地

印刷者 萩 原 光 太 郎

甲府市常盤町十番地

印刷所 山梨印刷株式會社

267
31

